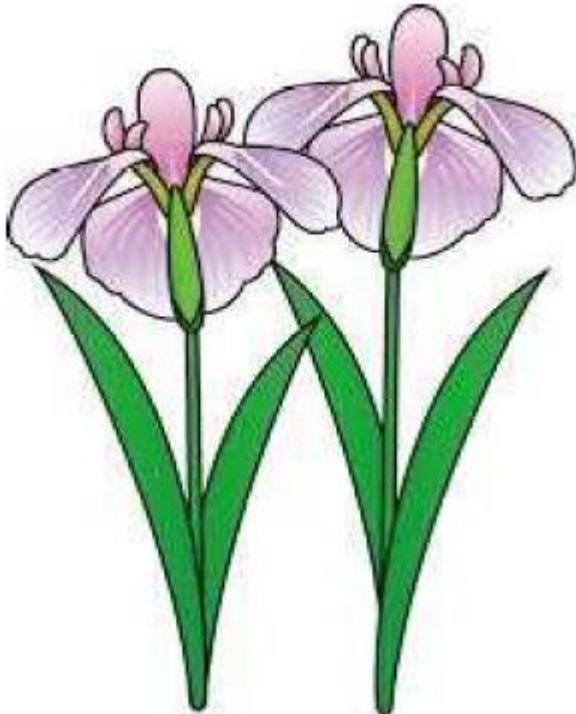


令和 6 年度  
いじめ防止基本方針



花菖蒲： 花言葉「優しい心」

豊里学園つくば市立今鹿島小学校

( 2024.04.25改訂版)

# 豊里学園つくば市立今鹿島小学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

### 2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。本校では、次のような柱に沿って、人権尊重の精神活動を貫いた教育活動を展開し、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。また、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、再発防止に取り組む。

#### (2) 基本姿勢

ア 「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得るものであること」、また「だれもが被害者にも加害者にもなり得ること」を十分に認識して指導に当たること。

イ いじめの構図には、「加害者」「被害者」の他に、「観衆」「傍観者」があり、「観衆」や「傍観者」もいじめに加担することになることを理解させるとともに、児童の中から「仲裁者」が出てくるよう、学級や学校全体で指導すること。

ウ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくこと。

エ いじめが生じた場合には、「いじめられている児童に非はない」という認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ること。

## II 学校の取組

### 1 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 職員終会における「見守りたい児童の報告」

週1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及びいじめ防止等に係る共通実践事項等についての協議を行う。また、看護当番による生活観察と看護日誌による共通理解を図る。

#### (2) いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等に係る次のような活動を適切かつ迅速に行うため、必要に応じて開催する。

##### ① 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・当該学年担任

##### ② 活動内容

ア いじめの早期発見に関する事項（アンケート調査・教育相談等）

イ いじめの未然防止に関する事項

ウ いじめ事案への対応に関するこ

エ 職員研修に関するこ

オ その他

## 2 いじめ防止等のための具体的な方策

### (1) 課題予防的生徒指導

学校が目指す児童像として「やさしさ、たくましさ、しなやかさ」を掲げ、正義感や思いやりを育む教育を組織的に推進する。

- ① 児童にとって分かりやすい授業（授業スタイルブックの活用）を心がけ、学習に対する達成感や成就感を味わわせ、自己肯定感を育む。また、グループ学習を積極的に行う。（尋ね、教え合い、高め合う学習の展開）
- ② 常に児童に寄り添い、一人一人の心の居場所となる学年・学級経営に努める。
- ③ 家庭や地域と協力して、他者とのふれあいを通してよりよい生き方について考えるための体験活動を積極的に推進する。また、児童の主体的な判断力や行動力を育むために、委員会活動、あいさつ運動、縦割り班活動、児童集会等の児童活動の充実を図る。
- ④ 全教育活動を通して児童が自ら考える道徳教育を推進し、人権意識や規範意識を高める。
- ⑤ 児童の豊かな表現力や合意形成能力を育てるため、教科等の指導において言語活動の充実を図る。
- ⑥ 特別活動の充実を通して、よりよい人間関係を築く力と問題解決力の育成を図るとともに、達成感や充実感を味わわせることにより自己有用感を育む。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、道徳の時間、つくばスタイル科の時間等において発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ⑧ 自他の生命を大切にする心を育てる環境づくりを推進する。

### (2) 課題早期発見対応

児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童理解を進めるとともに、協働的な生徒指導体制を基盤として多面的な情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。

- ① 全児童を対象とした「生活アンケート」を学期1回実施する。
- ② 各学級で「SOSの出し方についての教育」を実施する。
- ③ 学級担任による教育相談を、学期1回以上実施する。
- ④ 養護教諭や担任外教師による積極的な教育相談の実施と情報の共有化に努める。
- ⑤ 保護者に対し、「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」及び「いじめなくそう！ネット目安箱」等の相談窓口を周知し、活用を呼びかける。

### (3) 困難課題対応的生徒指導

いじめが起きた場合には、全教職員が一致団結して組織的に対応し、早期解決と再発防止を図る。

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- ② いじめを把握した場合は、関係者で対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。
- ③ いじめを受けた児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて上下校時や休み時間、清掃時間等の安全確保に努める。当該児童が安心して教育を受けるために必要であると認められるときは、一定期間別室において学習を行わせるなど特別な措置を講ずる。また、保護者に対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ④ いじめを行っている児童が特定できた場合は、直ちにいじめを止めさせるとともに、個別に指導していじめの非に気付かせ、相手の児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

- ⑤ 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、当該児童と保護者の了承が得られたら、再発防止をねらいとして集団全体への指導を行う。
- ⑥ いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところでいじめが継続している可能性を念頭に置き、指導や助言を継続的に行っていく。
- ⑦ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑧ 児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑨ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、つくば市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### 3 関係機関等との連携

#### (1) つくば市教育委員会との連携

##### ※ いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月茨城県教育委員会）

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
  - ア 重大事態が発生した旨をつくば市教育委員会に速やかに報告する。
  - イ 教育委員会の指導の下、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

#### (2) 警察との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめを行っている児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童の行為が強制わいせつ、傷害、暴行、強要等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 特に、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

#### (3) 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供するとともに、家庭での様子や交友関係等についての情報を収集し、指導に生かす。

#### (4) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

SCを活用し、児童の抱える不安や悩みの早期発見、トラブルの未然防止を図っていく。

SSWを活用し、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく。

#### (4) その他

- ① 学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに児童相談所、つくば市子ども未来課、法務局等の関係機関に相談する。
- ② 校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・青少年相談員や区長等地域住民等との連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- ③ 社会教育団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と連携して

対応する。

- ④ いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校間で連携して対応する。

#### 4 教職員の研修

いじめの防止や早期発見等のための対策に関する職員研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ① いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法についての共通理解を深める。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、情報モラルへの理解を深める。

#### 5 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に向けての取組に関するここと
- ② いじめの発生を防止するための取組に関するここと